

## 高額療養費制度の見直しに向けた丁寧な検討等を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきです。しかし、国は高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担限度額の引上げを図りました。これに対して、がんや難病等の治療を続ける当事者の皆さん及び支える方々が引上げの凍結を求めて諦めずに声を上げ続けたことにより、国は引上げを見送り、今年の秋までに再検討するとしています。

高額療養費の自己負担限度額の引上げは、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。そのため、国の引上げ方針に対して、がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、生活が成り立たなくなる、治療の継続を断念しなければならないとなる、といった悲痛な声が数多く上がりました。

また、国が行おうとした引上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであり、そのプロセスも不適切でした。高額療養費制度を見直す際には、当事者や患者団体等の審議会への参画による意見の反映という適正な手続を経るべきです。また、制度を利用している方々の生活実態を調査するとともに、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担が家計に与える影響、高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響を考慮する必要があります。国が再検討の期限とする今年の秋までという短期間ではこれらを十分に行うことはできません。

よって、国におかれましては、当事者の方々の命と暮らしを守るために、高額療養費制度の見直しについては1年程度、丁寧に時間をかけて再検討するほか、高額療養費の自己負担限度額の引上げは行わず、命に関わる治療の医療費ではなく、軽症患者の医療費の抑制などを優先して見直すことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月25日

北海道江別市議会

### 提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣